

令和4年7月15日

(一般財団法人) 熊本県PTA教育振興財団

発行責任者 曾我 邦彦

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町 3-7

(熊本県総合福祉センター4F)

PTA共済たより

ウィズ・コロナのなかで、 感染防止対策の継続を

新型コロナウイルス感染症は新規陽性者数の減少傾向がみられるものの、感染ゼロにはほど遠い状況です。熊本県の10万人あたりの感染者数は147人程度(6月13日～19日の集計、全国平均は77.5人)となっています。40代までの感染者の割合が多くなっており、小学生、中学生、高校生、保護者の皆さんの多くがこの中に含まれ、家庭内感染も多くなっています。学校教育活動における感染防止対策については次のことが基本となっています。

- 1) 基本的な感染対策は引き続き徹底していく必要があり、3密の回避つまり「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」が必要であること
- 2) 十分な身体的距離が確保できる場合(2m以上が目安)はマスクの着用は必要ないこと(公共交通機関利用時はマスクの着用をすること)
- 3) 気温や湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生する恐れがあるためマスクを外すこと(夏季の登下校時など)
- 4) 体育の授業中(屋外の運動場、プール、屋内の体育館)はマスクの着用は必要ないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなる、あるいは熱中症になるリスクがない場合はマスクを着用すること
- 5) 屋内での運動の場合は呼吸が激しくなることを避け、こまめに換気をすること
- 6) 運動部活動では、活動実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールームなど共有エリアの利用時、部活動前後の集団での飲食や移動時にはマスクの着用をすること
- 7) 大会等の参加では、大会中、会場への移動時、会食、宿泊時、会場での更衣室・控え室・休憩スペース・会議室・洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式、応援等では、マスクの着用を含め感染対策を徹底すること
- 8) 寮や寄宿舎における集団生活時には、マスクの着用を含め感染対策を徹底すること



マスク着用の考え方(厚生労働省)

	身体的距離が確保できる(2m以上が目安)		身体的距離が確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話を 行う	着用を 推奨する ※	着用 の必 要は ない	着用を 推 奨 す る	着用を 推 奨 す る
会話を ほとんど 行わない	着用 の必 要は ない	着用 の必 要は ない	着用を 推 奨 す る	着用 の必 要は ない

※十分な換気など感染防止対策を講じている場合はマスクを外すことも可能。

厚生労働省の「マスク着用の考え方」によると、会話の有無、屋内か屋外かによりマスク着用の必要性は区別されます。屋内とは、外気の流入が妨げられる建物の中、地下街、公共交通機関の中などをいいます。特に夏季は、熱中症防止の観点から、屋外の「着用する必要はない」場面ではマスクを外すことが推奨されます。しかし、高齢者と会う時や病院に行く時など、リスクの高い人と接する場合はマスクの着用が必要です。

PTA活動、地域との連携活動も徐々に活発になっていますが、活動の際には、感染防止に努めるとともに、安心して活動できるように児童生徒、保護者の皆さんにも注意喚起しましょう。

救急蘇生時の感染防止

すべての心肺停止傷病者は、感染の疑いがあるものとして対処します。

※複数の人がいる場合、室内であれば換気をし、それぞれ自分のマスクを使用しましょう。

*成人に対しては、人工呼吸は実施しないで胸骨圧迫とAEDの使用のみを行います。

*子どもに対しては、窒息や溺水などが多いため、講習を受け人工呼吸の技術を身につけている人で、人工呼吸を実施する意思のある場合は、人工呼吸も行います。

*胸骨圧迫の場合は、傷病者の顔に近づきすぎないこと、傷病者から出るエアロゾルの拡散を防止するために、あらかじめ傷病者の鼻と口にハンカチ、タオル、マスク、衣服などをかぶせて実施します。救急隊員に引き継いだ後は、使用したタオルなどは直接触れないようにして廃棄し、速やかに手と顔をせっけんとうがいで洗い、うがいを実行しましょう。

(一般財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会)

学校・地域美化作業中の 事故防止のために

PTA活動の中、夏休み中や年末に学校や地域の美化作業が実施されることがありますが、この際の機器の使用による眼や手指のけがが目立ちます。刈り払い機の使用や樹木の伐採時の事故を防止するために、機器の使用時の安全確認に十分ご注意ください。

刈り払い機を使用する際には次の点にご注意ください。(消費者庁HPより)

- 1) ヘルメット、保護めがねや防振手袋等の保護具を必ず装着し、事前に機器の点検を実施すること
 - 2) 作業をする前に、小石や枝、硬い異物などを除去し、半径1.5m以内に人がいないか確認して作業を開始すること
 - 3) 障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね(キックバック)に注意すること
 - 4) 刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず機器を止めて(エンジン停止、電源を切る)から実施すること
 - 5) 作業者の周囲の人は、作業者が安全対策を実施しているか、作業者に変化はないか常に確認すること
- 国民生活センターからも、「回転する刈刃が石などの異物に接触すると、接触した異物や破損した刈刃の破片が飛散し、作業者自身や周囲の人に当たってけがをさせたり、物に当たって破損させたりすることがある」と注意喚起されています。実験では刈刃の飛散距離は60m以上にも及ぶことがあります。危険な作業については学校などと協議の上、業者に依頼することも必要です。

高校生も、できれば ヘルメットを使いましょう

＜自転車安全利用五則＞

1. 自転車は**車道が原則**、歩道は例外です。
(13歳以下、70歳以上は例外)
 2. 車道は**左側を通行**しましょう。
 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 4. **安全ルール**を守りましょう。
 5. 子どもは**ヘルメット**を着用しましょう。
- *熊本市では、条例により令和4年10月1日からヘルメットの着用が努力義務になります。
- ***飲酒**運転は禁止
- ***二人乗り・並進**は禁止
- *夜間は**ライトを点灯**(熊本市では条例により義務となります。)
- ***信号**を守る(自転車専用の信号がある場合は自転車信号に従い、自転車用信号のない場合は、車道通行中は車両信号に、歩道通行中は歩行者信号に従います)
- ***交差点**に進入する際には
「一時停止と安全確認」必ず行いましょう!

令和3年度の共済給付

令和3年度中の共済金給付の状況です。P災コースで計222件に対して27,119,000円、安互コースで計25件に対して4,274,000円が給付されました。新型コロナウイルス感染拡大のため、PTA活動をはじめ多くの教育活動が中止になった影響が続いており令和2年度の給付よりも更に減少しています。

＜P災コース給付件数＞ 令和4年3月31日現在

発生年度	死亡	後遺障害	交通事故	負傷
30年度分	0	0	0	1
R1年度分	0	3	11	55
R2年度分	0	3	37	12
R3年度分	1	0	92	7
計	1	6	140	75

＜安互コース給付件数＞ 令和4年3月31日現在

発生年度	死亡	後遺障害	交通事故	負傷
30年度分	0	0	0	1
R1年度分	0	0	0	11
R2年度分	0	1	1	4
R3年度分	0	0	0	7
計	0	1	1	23

＜P災コース給付金額＞ 令和4年3月31日現在

共済金種別	件数	給付額
死亡	1	6,000,000円
後遺障害	6	6,890,000円
交通事故	140	4,360,000円
負傷	75	9,869,000円
計	222	27,119,000円

＜安互コース給付金額＞ 令和4年3月31日現在

共済金種別	件数	給付額
死亡	0	0円
後遺障害	1	1,680,000円
交通事故	1	30,000円
負傷	23	2,564,000円
計	25	4,274,000円

熊本県PTA共済・令和3年度の加入状況

(令和4年3月31日現在)

P災 コース 児童 生徒 部活動等の 指導者 教職員 (PTA 会員) 外部指導者	学校	加入数	加入率
	小学校	93,761	97.2%
	中学校	48,076	98.3%
	高校	44,123	96.6%
	特別支援学校	2,248	98.4%
	指導者等	10,102	—
	計	198,310	

安互 コース PTA 会員 準会員 PTA 活動の 指導者 支援者	学校	加入数	加入率
	小・中学校	107,547	97.5%
	公立高校	27,140	99.8%
	私立中学高校	12,512	82.0%
	特別支援学校	2,034	99.3%
	準会員・指導者等	8,970	—
	計	158,203	

令和3年度の事故報告

《P災コース》

死亡	後遺 障害	交通 事故	負傷	その他	計
1	12	148	156	13	330

《安互コース》

死亡	後遺 障害	交通 事故	負傷	その他	計
0	0	3	10	0	13

令和3年度中に報告された事故は、P災コースでは前年度より件数が増加していますが、安互コースでは件数がさらに減少しました。

《P災コース・事故の発生状況》

学校 管理下	部活動	登下 校中	交通 事故	PTA 活動	その他
87	30	49	148	1	15

P災コースで報告される事故の多くは学校管理下、部活動、交通事故をはじめとした登下校中に発生したものです。PTA活動の多くが実施されない状況下で、この割合は例年より多くなっています。学校管理下での負傷は、日本スポーツ振興センターの見舞金制度の対象となり、熊本県PTA共済では「歯牙負傷で保険外診療が必要になるもの」が給付の対象となります。学校管理下での歯牙の負傷もなかなか減りません。給付についても負傷共済金の多くが歯牙の負傷に関わるものになっています。

安互コースでは、事故の件数は少なくなっていますが、負傷1件あたりの共済金の平均は10万円程度となっており、大きなけがが増加する傾向があります。小さなけがであっても負傷共済金は給付され、申請に必要な文書料なども財団の負担となりますので、PTA活動・学校行事で発生した事故については、早期に医療機関を受診し、積極的にご報告ください。診断や治療開始が遅れることは、負傷等の悪化・重症化に繋がりますので、早めの受診をお勧めします。

共済Q&A

Q：保護者がPTA会員でない場合は、その子どもたちはP災コースへの加入はできませんか？

A：児童生徒等のP災コースへの加入については、その保護者がPTA会員であるかどうかは問われません。その学校に在籍していればP災コースに加入することができます。ただし、加入に関してその保護者の同意を得ることが必要ですので、加入申込書は必ず共済掛金と共にPTAに提出してもらいます。

Q：PTA教職員会員は、P災コースに加入できますか？

A：その学校に学校管理下の部活動がある場合は、部活動の指導にあたる可能性がありますので、部活動指導者として、P災コースに加入することができます。顧問や部長など部の担当でなくとも、PTA会員であれば、P災コースへの加入は可能ですが、安互コースを選ぶこともできます。

Q：PTA活動に参加した後に発熱があり、新型コロナウイルス感染症との診断を受けた場合、共済の対象になりますか？

A：そのPTA活動参加者の中でクラスターが発生した場合は、共済の対象になる可能性があります。一般に活動中に体調不良で医療機関を受診した場合は、負傷共済金（急性の疾病）の対象となりますが、感染症の場合は活動に参加したことが感染の原因になるかどうかの判断は困難であり、個々に調査をすることになります。まずは体調不良の場合はPTA活動に参加しないこと、活動中の感染防止対策を十分にすることに留意しましょう。

Q：PTA共済に、保護者が年度途中で加入することはできますか？

A：その学校のPTAが共済契約を済ませていれば、PTA会員は追加加入ができます。PTAが年度途中で共済契約を結ぶことも可能です。

令和4年度 第1回理事会 および 第1回評議員会が開催されました

本年度の第1回理事会を令和4年5月16日(月)に第1回評議員会を6月15日(水)に開催しました。評議員4名、理事3名が異動により交代となりました。

《令和4年度・評議員》 *任期4年

NO	氏名	備考
1	細野 英彦	継続・元熊本県小中学校長会会長
2	八十田 宏	継続・元高等学校校長
3	緒方 明治	継続・元高等学校校長
4	平江 公一	継続・熊本県教育庁体育保健課課長
5	竹下 文則	継続・熊本県私立中学高等学校校長
6	池田 幸司	交代・熊本県 PTA 連合会副会長
7	松本 美恵	交代・熊本県 PTA 連合会会計理事
8	田尻 雄二	交代・熊本市 PTA 協議会監事
9	津川 真一	交代・熊本市 PTA 協議会常任理事

*評議員定数：5名以上9名以内

《令和4年度・理事、監事》 *任期2年

NO	役職等	氏名
1	理事長(学識経験者)	曾我 邦彦
2	常務理事(学識経験者)	森 徳和
3	常務理事(学識経験者)	片渕美和子
4	常務理事(学識経験者)	吉村圭四郎
5	常務理事(学識経験者)	田上 明仁
6	常務理事(学識経験者)	蓑田 淳美
7	常務理事(熊本市 PTA 協議会会長)	松島雄一郎
8	常務理事(学識経験者)	日吉亜由美
9	理事(学識経験者)	宮村勇一郎
10	理事(公立高等学校校長会会長)	牛田 卓也
11	理事(公立高等学校 PTA 連合会会長)	夏木 良博
12	理事(熊本県小中学校長会会長)	本田 裕紀
13	理事(熊本県私立中学高等学校協会)	山田 和徳
14	理事(熊本県教育庁)	平川 貴浩
15	理事(熊本市教育委員会)	竹原 欣哉
16	理事(熊本県 PTA 連合会会長)	田中 万里
17	理事(熊本県 PTA 連合会副会長)	岡崎 秋人
18	理事(熊本市 PTA 協議会副会長)	橋口 健二
1	監事(元熊本県小中学校長会会長)	角居 恭一
2	監事(元熊本県小中学校長会会長)	池邊 利昭
3	監事(元熊本市 PTA 協議会会長)	坂本 隆生

*理事定数：10名以上18名以内、監事定数：3名以内

財団の会計状況

＜令和3年度財団収入＞

共済掛金収入(純掛金+付加掛金+法人運営費)として135,566,010円、財産等運用収益(利息)914,715円、収入合計は136,480,895円でした。

＜令和3年度財団支出＞

本財団の会計は公益事業、共済事業、法人運営に分かれており、ご加入の皆様より頂いた掛金は、共済事業と法人運営に使用されます。公益事業にかかる費用は、財団の公益目的会計より支出されます。

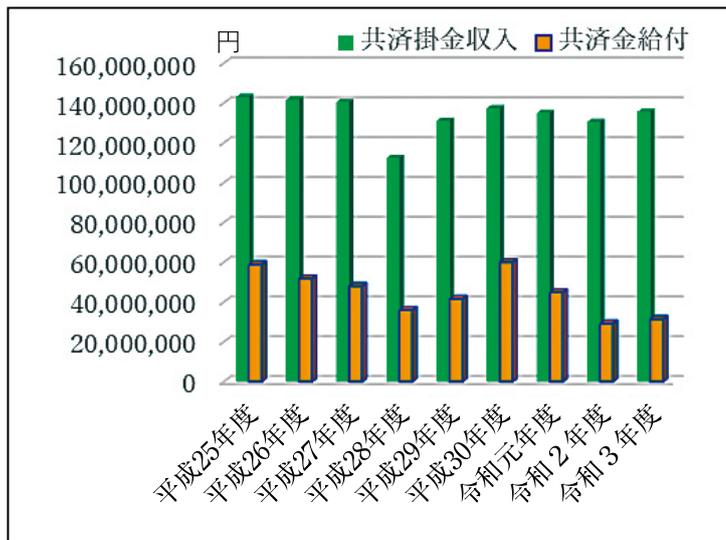
＜共済事業＞

P災コースでは、平成30年度～令和3年度に発生した事故等に対して計27,119,000円、安互コースは平成30年度～令和3年度に発生した事故等に対して計4,274,000円、合計31,393,000円の給付を行いました。前年度より2,235,000円増加しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による教育活動やPTA活動の自粛や中止などの影響は続いています。IBNR備金は、報告を受けた事故に対する共済金給付に備えるもので、1,285,950円を繰り入れました。各学校にお預けしているAEDについては、将来のAED本体の交換に備え、救命救急引当金として8,900,000円を支出しています。現在41,189,800円が準備されています。令和3年度にはAEDの追加購入をしました。

＜令和3年度 財団支出の内訳＞

健全育成 支援(公益 事業)	助成金	9,977,139円
	人件費等	526,682円
	計	10,503,821円
共済事業	共済金給付	31,393,000円
	文書料・支払手数料	1,946,515円
	助成金	12,212,000円
	救命救急(AED)費	1,100,000円
	印刷製本費	4,894,748円
	会議・交通費、謝金	4,397,996円
	人件費等	14,821,719円
	消耗品・賃借料等	2,746,473円
	委託料	1,988,480円
	救命救急引当金	8,900,000円
	IBNR備金繰入	1,285,950円
	雑費	220,901円
	計	85,907,782円
法人会計	人件費・事務費等	9,421,273円
総計		105,832,876円

《共済掛金収入と共済金給付の状況》



共済金給付額は、財団法人化以前には（見舞金）8000万円を超過することもありましたが、その後は6000万円以下となっています。法人の運営と共済制度の維持管理には年に3000万円程度の経費が必要であり、単年度での共済金給付額が8000万円を超えない程度であれば、安定した運営が可能になります。現時点では、ご加入の皆様、共済契約者である単位PTAのご理解ご協力のお陰で、運営に支障をきたす状況ではありません。財団では共済事業、法人運営に加え、公益目的事業を実施しており、以下にこれらの事業について報告します。

共済事業報告

《共済たよりの発行、ホームページ管理》

財団の事業・会計の報告、共済の加入・給付状況、共済からのお知らせなどについて、年1回の共済たよりを発行しています。ホームページでは、共済規程、各種申請様式、共済に関する案内などを掲載しており、加入や事故の発生時・給付申請時には掲載された様式をご利用いただけるようになっています。共済に関する案内は、単位PTAでの説明会などでご使用いただくことができます。（2,009,385円）

《共済の手引き・チラシの配布》

共済契約者となる単位PTAに、毎年度初めに加入ご案内のチラシを、ご加入の単位PTAには共済の手引きを5部ずつ、お届けしています。

（手引き3,140部、チラシ213,900枚作成）
（2,759,763円）

《AED購入》

各学校にお預けしているAEDの故障の際の補充や貸し出しに必要なAEDを財団事務局に準備しています。令和3年度に財団で準備・保管しているAEDの購入費用です。（1,100,000円）

《PTA諸団体への広報活動支援》

PTA諸団体で実施される事故防止啓発活動、共済制度の広報活動について、共済事業の一環として支援

をしています。また、年度初めには県内の複数の場所で共済についての説明会を開催しています。ご希望があれば、共済についての説明に伺うことも出来ますのでご相談下さい。

*令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団での説明会はWebも利用したハイブリッド方式にしています。

熊本県PTA連合会	500,000円
熊本市PTA協議会	300,000円
県公立高校PTA連合会	300,000円
郡市PTA団体（計）	950,000円
特別支援学校PTA	50,000円
熊本県PTA連合会 宇城大会資料用袋	100,000円
計	2,200,000円

《子ども見守り支援》

子どもたちの通学中の事故や事件は減ることがありません。県内の小学校区単位で実施されている子ども達の見守り活動への助成をする「子ども見守り支援事業」を実施しています。県下の314校に、それぞれ3万円を上限とする支援を行っています。児童の安全を確保するために、本共済にご加入でない学校についても、同様に支援を行っています。

（総額9,412,000円）

《学校安全対策研究支援》

熊本県教育委員会指定の下記の学校へ、研究助成をしています。2年間の研究期間で1年ごとに支援をしています。

氷川町立宮原小学校（2年目）	100,000円
県立小川工業高等学校（1年目）	100,000円

《体力づくり実践研究支援》

熊本県・熊本市教育委員会指定の下記の学校へ、研究助成をしています。研究期間は2年間で1年ごとに支援をしています

荒尾市立中央小学校（1年目）	100,000円
甲佐町立甲佐小学校（2年目）	100,000円
天草市立稜南中学校（2年目）	100,000円
熊本市立奥古閑小学校（2年目）	100,000円



防災教育研究推進校 氷川町立宮原小学校
防災士による防災学習の様子(5年生)

公益目的事業報告

《事業・団体への助成》

熊本県下の児童生徒等の健全育成に必要な事業、学校活動に関わる保護者の安全確保のために実施される啓発・調査・研究・対策等に関する事業などに対して、共済事業とは別に、本財団の公益目的事業として県の認定を受けた団体が主催する事業に助成をしています。（6ページの一覧表）それぞれの事業を主催する団体で、大会や研修会等の参加者の安全確保のために使われています。

団体・事業への助成事業一覧（公益目的）

県中学校体育連盟	2,000,000 円
県高等学校体育連盟	1,500,000 円
県小学校体育連盟	500,000 円
熊本市退職校長会	100,000 円
熊本市養護教諭会	60,000 円
熊本県障害児・者親の会連合会	100,000 円
熊本県PTA連合会	1,350,000 円
熊本市PTA協議会	660,000 円
熊本県公立高等学校PTA連合会	290,000 円
私立中学高等学校協会	155,000 円
特別支援学校PTA	170,000 円
郡市PTA団体（計）	2,685,000 円
計	9,570,000 円

《特別支援学校助成事業》

障がいのある子ども達の読書活動を支援する事業として、特別支援学校の読書環境の充実に向け、毎年助成をしています。令和3年度は応募のあった14校に対して助成をしました。読み聞かせなどの実施に必要な経費として使われています。

（総額 407,139 円）

（助成校）

熊本聾学校、盲学校、荒尾支援学校、小国支援学校、球磨支援学校、天草支援学校、松橋東支援学校、ひのくに高等支援学校、熊本大学教育学部附属特別支援学校、熊本支援学校、大津支援学校、八代支援学校、平成さくら支援学校、あおば支援学校

豪雨、台風、地震、災害に備えましょう

気候の変化で大きな災害が増えています。熊本地震、球磨川の氾濫などの経験を将来の災害発生時の安全確保に活かしましょう。

PTA 活動の中でも、これらに備える研修や連絡網の整備などを常に意識しておきましょう。衛生面の管理、感染防止にも努めましょう。

AEDのご使用について

共済にご加入の学校にAEDをお預けしていますが、AEDは必要な時に正常に作動しなければ、設置の意味がありません。AEDが正常に作動するかどうかは、機器のインジケータを確認してください。この確認はできれば毎日実施していただきたいのですが、どなたでも、設置してあるAEDにお気づきの際に、AED機器のインジケータをのぞいて見ていただければ幸いです。パッドは小学生から成人までは同じものを使用します。

＜インジケータの確認＞

機器の中の明かり（インジケータ）が点滅している（点いたり消えたりを繰り返している）場合は正常です。インジケータが点灯したままである、点灯していない、内部で異常音がする、などの場合は、機器が正常に作動しない危険性があります。速やかに、本財団あるいはサポートサービスまでご連絡ください。

財団には複数のAEDを常備しています。大規模なスポーツ大会等の開催時には、申請により大会開催期間中の貸し出し（無料）をしていますので、財団までご連絡ください。

＜事務局たより＞

日頃から会員の皆様には熊本県PTA共済へのご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。引き続きコロナ禍ではありますが、万全の予防策を行うことで人数制限等はあるものの、徐々に学校行事やPTA活動がリアルで行われるようになってまいりました。関係の皆様には敬意を表します。本財団では、児童生徒や保護者・教職員の皆様の安全・安心を保証できるよう情報提供をしながら可能な支援を行ってまいります。今後ともご協力よろしくお願いいたします。

事務局長 中村貞二

事務局では、共済契約者（単位PTA）の担当者からの加入申し込み、事故報告、給付請求、各種ご連絡・ご質問をお受けしています。

平日（月曜～金曜）、9時～17時

（年末年始は休業）

共済契約の手続き 0800-200-5553

共済金請求手続き 096-223-7119

（携帯電話からも使える通話無料の電話）

*FAX でのご連絡も受け付けています。

FAX: 096-223-7117

*ホームページもご利用ください。

<http://www.kumamoto-psai.net/>

